◎新潟県選挙管理委員会告示第82号

衆議院小選挙区選出議員の選挙及びこれと同時に行われる衆議院比例代表選出議員の選挙について、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第18条第2項の規定により次のとおり開票区を設けたので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和3年10月26日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

市区町村名	開票区名	区域
新潟市北区	江南区第2開票区	新潟市江南区の第401投票区から第419投票区までの区域及び新
新潟市江南区		潟市北区の第199投票区の区域
新潟市北区	北区第1開票区	新潟市北区第101投票区から第106投票区までの区域
	北区第2開票区	新潟市北区第107投票区から第121投票区までの区域
新潟市江南区	江南区第1開票区	新潟市江南区第401投票区から第419投票区までの区域を除く区
		域